

4 教育・育成

1 障害児保育事業（北九州市）

1. 内容

障害児保育を実施する保育所等においては、必要に応じて保育士を加配することとし、民間保育所等については、予算の範囲内で保育士加配に要する経費を補助する。

2. 対象

保育所等の入所基準に該当し、集団保育が可能な障害児等

3. 費用負担

一般保育と同じ

4. 窓口

北九州市各区役所保健福祉課

2 障がい児保育事業（福岡市）

1. 内容

障がいや発達の違いのあるお子さん、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育施設で、他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるように支援する。

2. 対象

保育が必要で、特別な支援を必要とする（発達に遅れがある、または心身に障がいを有する、医療的ケアを要する）お子さん

3. 支援

保育施設に加配保育士や看護師の雇用費の助成を行い保育の充実を図る。保育の中では、お子さんに応じた配慮や支援を行いお子さんの発達を支援する。

4. 費用負担

一般保育と同じ

5. 窓口

福岡市各区保健福祉センター子育て支援課
こども未来局子育て支援部保育支援課

3 特別支援学校（小学部、中学部、高等部）

1. 内容

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。小学部、中学部は義務教育であるが、高等部入学に際しては入学者選考がある。保護者等からの教育相談（3歳未満の乳幼児を含む）にも応じる。

2. 対象

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者（学校教育法施行令第22条の3）

3. 費用負担

授業料・入学料は無料。学用品費等について、収入等に応じて補助がある。

4. 窓口（就学に関すること）

小学部・中学部は各市町村教育委員会
高等部は各特別支援学校

5. 根拠法令・通知

学校教育法第72条、第76条

4 視覚障がい者・聴覚障がい者を対象とする特別支援学校（幼稚部）

1. 内容

視覚障がい者・聴覚障がい者である幼児に対して幼稚園に準ずる教育を行い、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。保護者等からの教育相談（3歳未満の乳幼児を含む）にも応じる。

2. 対象

視覚障がい又は聴覚障がいのある満3歳から小学校入学前の幼児で、障がいの程度は小学部・中学部・高等部同様、学校教育法施行令第22条の3に示すとおり。

3. 費用負担

授業料・入学料は無料。学用品費等について、収入等に応じて補助がある。

4. 窓口

視覚障がい者又は聴覚障がい者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校【326頁参照】

5. 根拠法令・通知

学校教育法第72条、第76条

5 障がい児受け入れ私立幼稚園等への助成

1. 内容

障がいのある幼児を1人以上受け入れた学校法人立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し、1人あたり年額784,000円の助成を行う。

2. 対象

満3歳から就学前の障がい幼児

3. 窓口

私立幼稚園、私立の幼保連携型認定こども園

4. 根拠法令・通知

私立学校振興助成法
福岡県私立学校経常費補助金交付要綱

6 障がい生徒受け入れ私立高等学校への助成

1. 内容

障がい生徒を受け入れた私立高等学校に対して1人につき年額95,000円の助成を行う。

2. 対象となる障がい程度

- ①学校教育法施行令第22条の3に定める程度の者
- ②身体障害者手帳の交付を受けた者又は身体機能に障がいがあると専門医師が診断した者
- ③療育手帳の交付を受けた者又は精神発達遅滞のため専門の療育機関に通所している者又は精神発達の程度に遅れがみられると児童相談所等の判定機関もしくは医師が判定した者
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は精神障がいがあると医師が診断した者
- ⑤病弱あるいは身体虚弱で、長期にわたる生活規則が必要であると医師が診断した者
- ⑥身体障がい、知的障がい等が伴う言語障がいのために専門機関に通所している者又は言語障がいを有すると医師が診断した者
- ⑦知的障がい、病弱等が伴う情緒障がいのため専門の療育機関に通所している者又は情緒障がいを有すると医師が診断した者

3. 窓口

私立高等学校を設置する学校法人

4. 根拠法令・通知

私立学校振興助成法

福岡県私立学校経常費補助金交付要綱

7 障がい児のための教育相談（県教育委員会）

【児童生徒指導相談室（子どもホットライン24）】

1. 内容

毎日、24時間体制で、専任の相談員がお子さんの成長・発達や就学に関する相談に応じている。

2. 窓口

相談機関名	TEL
福岡教育事務所	092-641-9999
北九州教育事務所	0949-24-3344
北筑後教育事務所	0942-32-3000
南筑後教育事務所	0942-52-4949
筑豊教育事務所	0948-25-3434
京築教育事務所	0979-82-4444

【福岡県教育センター】

1. 内容

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の児童生徒、保護者（乳幼児の保護者を含む）及び教育関係職員を対象に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援に

関する相談に応じている。

2. 対象

本人、保護者及び教育関係者

3. 窓口

福岡県教育センター

〒811-2401 糟屋郡篠栗町高田268

TEL 092-947-1923

E-mail tokushi@educ.pref.fukuoka.jp

（初回のみ対応）

※相談時間は、月曜から金曜日の9時から17時まで。来所相談は、16時まで。電話による予約が必要。

【心と体の発達教育相談】

1. 内容

毎年7月から8月頃に県内各地を会場として、就学前児の保護者に対して巡回教育相談会を実施している。

2. 窓口

居住地の市町村教育委員会又は最寄りの教育事務所

【325頁参照】

8 通級による指導

1. 内容

小・中・高等学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で受けることができる。

2. 対象

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者（LD）、注意欠陥多動性障がい者（ADHD）、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

3. 窓口

小・中学校：市町村教育委員会

※通級指導教室を設置している小・中学校一覧については、福岡県ホームページで「特別支援教育資料」検索。

高等学校：福岡県教育委員会

※対象となる障がいは、自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）。

4. 根拠法令・通知

学校教育法施行規則140条

文部省初等中等教育局長通知（平成25年10月4日25文科初第756号）

9 特別支援学級

1. 内容

障がいのある児童生徒のために、小・中学校には、必要に応じて特別支援学級が設置されており、それぞれの障がいの状態に応じて、障がいによる学習上又は

生活上の困難を克服するための教育を受けることができる。

2. 対象

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症・情緒障がい者

3. 窓口

特別支援学級を設置している市町村教育委員会
※特別支援学級を設置している小・中学校一覧については、福岡県ホームページで「特別支援教育資料」を検索。

4. 根拠法令・通知

学校教育法第81条

文部科学省初等中等教育局長通知（平成25年10月4日25文科初第756号）

10 特別支援教育支援員の配置

1. 内容

発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うことを目的に配置している。

2. 窓口

小・中学校：市町村教育委員会
高等学校：福岡県教育委員会

11 「ふくおか就学サポートノート」の配布

1. 内容

「ふくおか就学サポートノート」は、成長が気になるお子さんの入学に向けて、関係者がお子さんのことをよく理解し、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにするためのノートである。現在のお子さんの状態や支援内容・方法等の情報を整理して小学校等へ伝えることで、安心した学校生活のスタートにつなげるために、無料で配布している。

2. 実施主体

福岡県・福岡県教育委員会

3. 対象

配布を希望する方

4. 窓口

福岡県教育委員会、教育事務所、市町村教育委員会、学校等

※福岡県ホームページからダウンロードして自由に活用可能。（福岡県ホームページで「ふくおか就学サポートノート」を検索）

※紹介リーフレットあり。

12 福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）の策定

1. 内容

本県における特別支援教育推進の理念と重点的に取り組む施策を示すもの。

2. 窓口

福岡県教育委員会

※福岡県ホームページからダウンロード可能（福岡県ホームページで「福岡県特別支援教育推進プラン」を検索）。

※県庁1階県民情報センターコーナーで閲覧可能。

13 特別支援教育就学奨励費の支給

1. 内容

障がいのある幼児、児童又は生徒の特別支援学校、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）への就学のため必要な経費について全額又は一部を補助する制度。経費の内容は次のとおり。

①教科用図書購入費

②学校給食費

③交通費 {通学費（本人、付添人）、帰省費（本人、付添人）、職場実習費、交流及び共同学習費}

④奇宿舍居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）

⑤修学旅行費 {修学旅行費（本人、付添人）、校外活動等参加費（本人、付添人）、職場実習宿泊費}

⑥学用品購入費（学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）

⑦オンライン学習通信費

2. 窓口

学校

3. 根拠法令・通知

特別支援学校への就学奨励に関する法律

14 福岡県肢体不自由高校生への奨学金の支給

1. 内容

肢体不自由な高校生及び、中等教育学校後期課程の在学生徒に対して奨学金（年35,000円）を支給する制度。

この奨学金は返済の義務はない。ここでいう高等学校とは全日制、定時制の普通課程または職業課程、及び中等教育学校後期課程を指し、通信教育、特別支援学校の高等部は除く。募集期間は毎年11月10日～12月10日まで。

2. 応募資格

福岡県内に住所を有し、身体障害者手帳の1～5級までの肢体不自由児者で高等学校1～2年在学生徒もしくは高等学校に合格の見込のある中学3年生（特別

支援学校中等部を含む。)及び中等教育学校前期課程最終学年生。生計上、奨学金を必要としない者は除く。

3. 窓 口

各県保健福祉(環境)事務所、各区・市福祉事務所
または公益財団法人福岡県肢体不自由児協会
TEL 092-584-5723(公益財団法人
福岡県肢体不自由児協会)

4. 根拠法令・通知

福岡県肢体不自由高校奨学生採用要項

15 教育支援資金の貸付(生活福祉資金)

1. 内 容

学校教育法で規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高校課程を含む)、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学および専修学校の専門課程を含む)または高等専門学校に修学するための必要な経費及び学校の入学に際し必要な経費の貸付を行う。但し、他の制度による貸付けが可能な場合には、他の制度を優先して活用してもらう。

2. 対 象

低所得世帯

3. 貸付限度額

※特に必要がある場合は、貸付限度額の1.5倍()内の額まで貸付可能。

	教育支援費	就学支度費
高 校	月 35,000 円以内 (月 52,500 円)	500,000 円以内
高 専	月 60,000 円以内 (月 90,000 円)	500,000 円以内
短 大	月 60,000 円以内 (月 90,000 円)	500,000 円以内
大 学	月 65,000 円以内 (月 97,500 円)	500,000 円以内

4. 据置期間

卒業後6か月以内

5. 償還期間

20年以内

6. 利 子

無利子

7. 窓 口

市町村社会福祉協議会

8. 根拠法令・通知

生活福祉資金の貸付けについて(厚生労働省事務次官通知)

16 視覚障害大学生への奨学金

1. 内 容

視覚障害者の大学、短大、大学院生(通信教育を除

く)に対して無利息で奨学金(毎月40,000円)を貸し付ける。

2. 対 象

視覚障害者で身体障害者手帳1~4級もしくは、両親いずれか一方が障害等級1級から4級までの方

3. 応募及び問い合わせ先

社会福祉法人視覚障害者支援総合センター

〒167-0034

東京都杉並区桃井4-4-3スカイコート西荻窪2

TEL 03-5310-5051

FAX 03-5310-5053

4. 募集期間

毎年3月(採用決定は4月)

5. 募集人員

若干名

6. 根拠法令・通知

聖明・朝日盲大学生奨学金規程

17 視覚に障害がある方々への訓練

【実施施設】

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局福岡視力障害センター

1. 内 容

視覚に障害のある方の自立と社会参加を支援することを目的に、以下のサービスを提供している。

(1) 就労移行支援(養成施設)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のために必要な専門科目の理論と実技の修得等を実施。(修業年限:3年)

(2) 自立訓練(機能訓練)

日常生活の諸技術を身に付けるため歩行訓練、コミュニケーション訓練、生活訓練の3つの柱を中心に実施。なお、訓練期間:個々人の障害の程度や能力によって異なる。

(3) 施設入所支援サービス

昼間実施サービスを利用される方で、通所が困難な方に宿舍利用のサービスとして実施。

2. 対 象

(1) 就労移行支援(養成施設)

視覚に障害のある方で、施設利用について市町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた18歳以上で、次のア又はイに該当する方

ア 学校教育法第90条第1項の大学に入学することができる方

イ 当センターが実施する「個別利用資格審査」により高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた方

(2) 自立訓練(機能訓練)

視覚に障害がある方で施設利用について市町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方
 (3) 施設入所支援サービス

通えない事由等で市町村が認めた方

3. 窓 口

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
 福岡視力障害センター支援課

〒819-0165

福岡市西区今津4820番地の1

TEL 092-806-1361

URL <http://www.rehab.go.jp/fukuoka/>

4. 募集期間

(1) 就労移行支援（養成施設）

最終締切は2月上旬（年3回締切・面接選考実施）

※利用開始時期は、毎年4月上旬

(2) 自立訓練（機能訓練）

随時募集

※利用開始時期は、当センターでの審査や市町村での各種手続きが完了後、随時。

5. 募集人員

(1) 就労移行支援（養成施設）：20名

(2) 自立訓練（機能訓練）：10名

18 その他各種奨学金（障がいを理由とした奨学金のみ）

◆ 犯罪被害救援基金

奨学金等給付事業

① 支援概要

通学先によって給付額は異なるが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与する（返済の必要はない）。

② 対象要件等

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校等（小学校入学3年前から大学院、外国の大学・大学院への留学）に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

③ 申出先

各警察本部犯罪被害給付事務担当課

◇ 窓 口 ◇

公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-8 エミナビル2階

TEL 03-5226-1020

FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

◆ 交通遺児育英会

道路における交通事故により死亡、または重度の障害を受けたものの子に対する奨学金の貸与。

高校、大学、大学院、専修・各種学校

奨学金の種類と額（令和5年度）

① 奨学金貸与月額

（各四半期の中の月である5月、8月、11月、2月に3か月ずつ貸与。無利子（一部給付あり））

学 校	奨学金の月額	募集人数
高等学校および高等専門学校（1～3年生）	20,000円、30,000円 又は40,000円から選択 （うち一律1万円は給付）	400人
大学・短期大学 高等専門学校（4・5年生）	40,000円、50,000円 又は60,000円から選択 （うち一律2万円は給付）	300人
大学院	50,000円、80,000円 又は100,000円から選択 （うち一律2万円は給付）	20人
専修学校専門課程 および各種学校	40,000円、50,000円 又は60,000円から選択 （うち一律2万円は給付）	150人
専修学校高等課程	20,000円、30,000円 又は40,000円から選択 （うち一律1万円は給付）	

② 入学一時金（1年生の希望者に貸与。無利子）

学 校	入学一時金の額	募集人数
高等学校および高等専門学校	200,000円、400,000円 又は600,000円から選択	300人
大学・短期大学	400,000円、600,000円 又は800,000円から選択	200人
専修学校専門課程 および各種学校	400,000円、600,000円 又は800,000円から選択	100人
専修学校高等課程	200,000円、400,000円 又は600,000円から選択	

（注）大学院奨学生には貸与しない。

③ 進学準備金の貸与（本会高校奨学生3年生で、大学・専門学校奨学生予約申込者のうち希望者。無利子）

FAX 03-3221-7676
 メール shougaku@ashinaga.org

学 校	進学準備金の額	募集 人数
高校奨学生で かつ大学予約・ 専修予約申込者	400,000 円、600,000 円 又は 800,000 円から選択	100 人

(注) 進学準備金の貸与を受けた者は、進学後の入学一時金は貸与されない。

◇窓 □◇

公益財団法人交通遺児育英会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階

TEL 03-3556-0773(直通)

0120-521286(フリーダイヤル)

◆ あしなが育英会

(病気遺児・災害遺児・自死遺児育英制度)

保護者等が病気、災害（道路上の交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで死亡したり、またはそれが原因で著しい障害（1～5級）のため働けなくなった家庭の子女等に奨学金を交付して進学援助を行う。

①奨学金の交付と募集人数（令和5年度）

奨学金の種類		交付（貸与 or 給付） 月額	募集 人数
高等学校および 高等専門学校	一律	30,000 円 (給付)	1,000 人
大学・短大	一般	40,000 円 (貸与)	500 人
	特別	50,000 円 (貸与)	
専修学校および 各種学校	一律	40,000 円 (貸与)	150 人
大学院	一律	80,000 円 (貸与)	15 人

※大学院奨学生は大学奨学生だったことが条件になる。

②私立学校入学一時金（1年生入学時に貸与）

学 校	入学一時金の額	募集人数
私立高等学校・高等専門 学校	300,000 円	200 人
私立大学・短期大学	400,000 円	150 人

※一時金のみでの利用はできません。

◇窓 □◇

一般財団法人あしなが育英会

〒102-8639

東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

TEL 0120-77-8565

または 03-3221-0888

